

第 1 章

総 説

第1節 川口市の概要

1 位置

本市は埼玉県南端に位置し、荒川を隔てて東京都に接しています。また、県内では戸田、蕨、さいたま、越谷、草加の各市と隣接しています。市域の大部分が、都心から10～20km圏内に含まれます（図1.1.1）。



図1.1.1 川口市の位置

2 人口・世帯数の推移

令和7年4月1日現在、人口は607,943人であり、県内では、さいたま市（政令指定都市）に次ぐ人口規模の大きな市です（図1.1.2）。

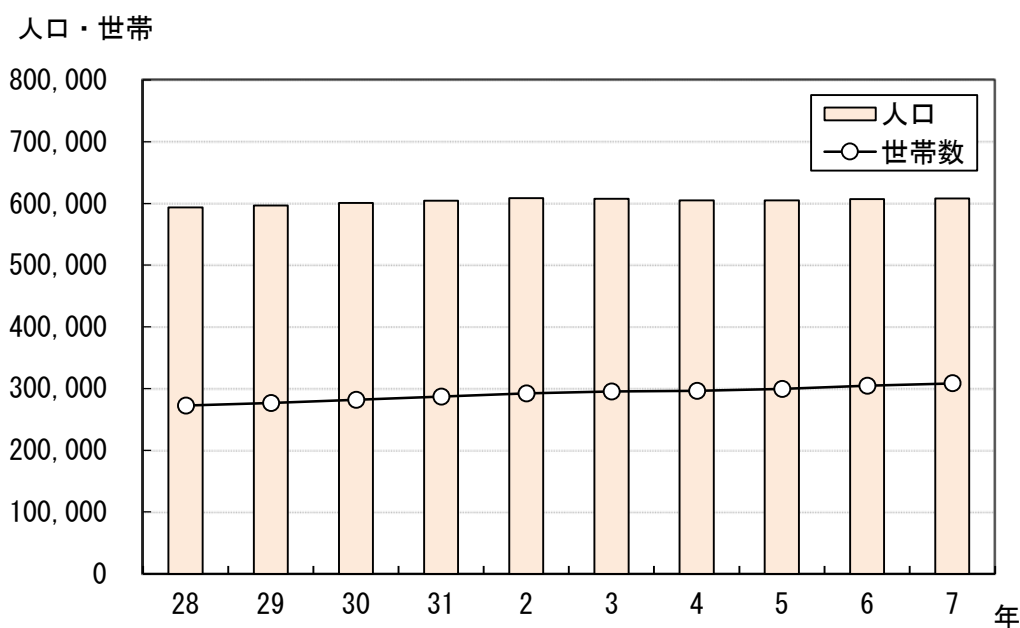


図1.1.2 人口・世帯数の推移

- 1) 各年4月1日現在
- 2) 住民基本台帳による

3 気候

令和6年の気温は、年平均18.4℃、最高39.8℃（7月）、最低-1.0℃（2月）でした（図1.1.3）。また、降水量は、年間1,477.0mm、最高287.5mm（8月）、最低0.0mm（12月）でした（図1.1.4）。

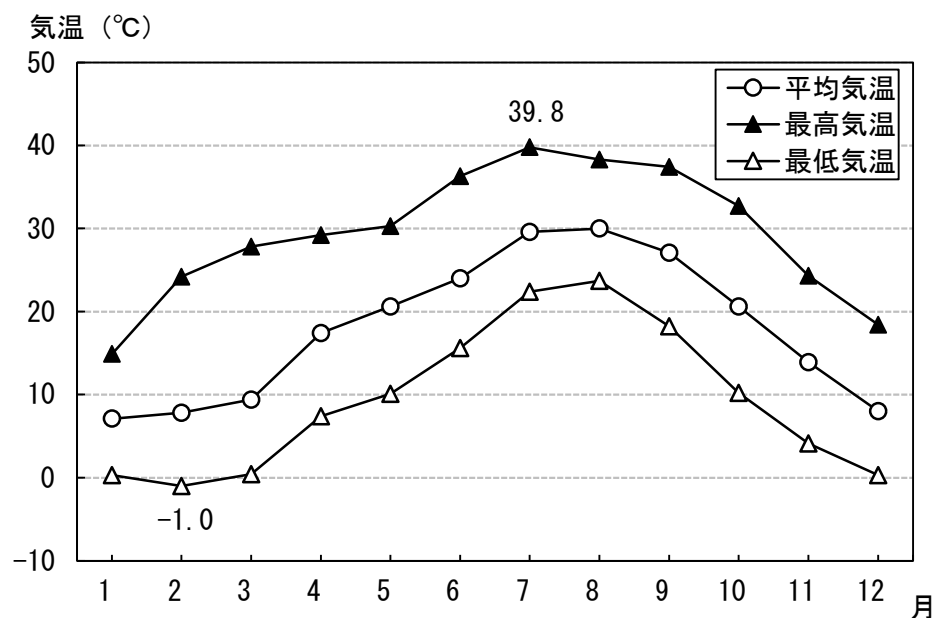


図 1.1.3 月別気温

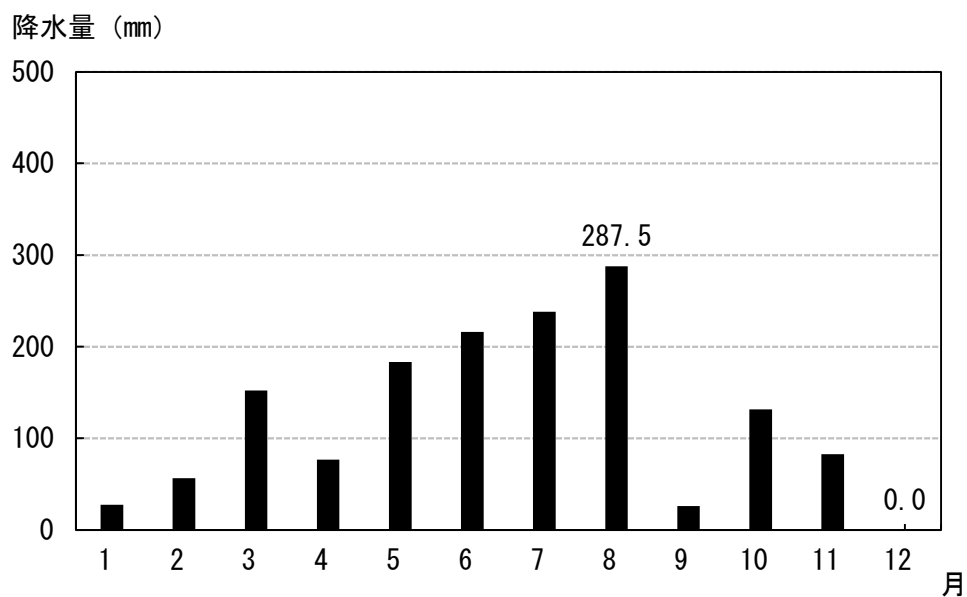


図 1.1.4 月別降水量

4 土地利用

市域面積は 61.95km² であり、うち住宅用地等の宅地が 33.41km² で約 50%を占めます(図 1.1.5)。また、本市の都市計画区域は市域と同じく 61.95km² であり、うち市街化区域が 54.67km²、市街化調整区域が 7.28km² です。市街化区域内に指定されている用途地域の内訳は、住居系が約 70%、商業系が約 5%、工業系が約 25%となっています(図 1.1.6)。

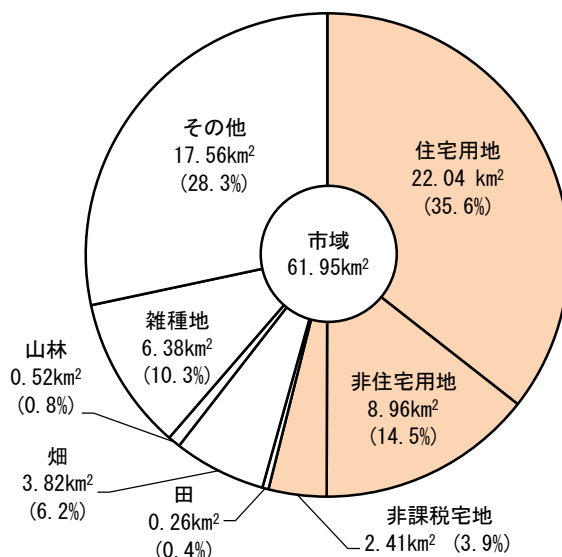


図 1.1.5 地目別面積

- 1) 令和 6 年 1 月 1 日現在
- 2) 面積 (km²) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

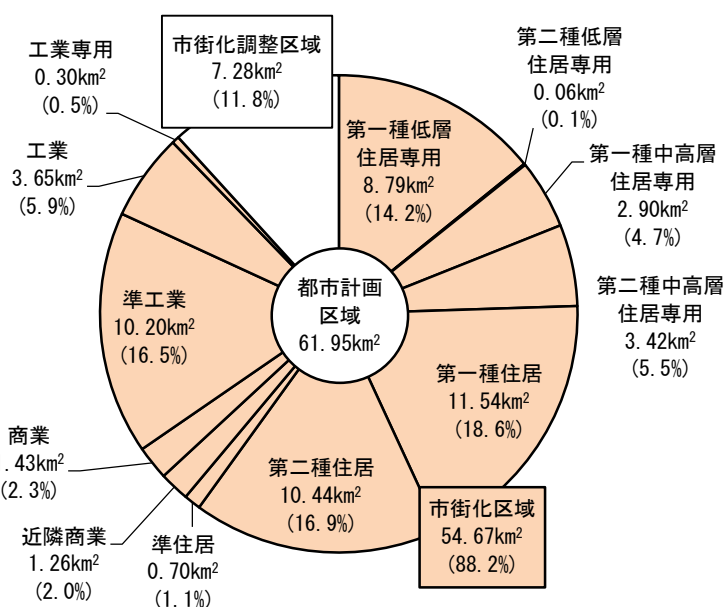


図 1.1.6 用途地域別面積

- 1) 令和 6 年 1 月 1 日現在
- 2) 面積 (km²) は四捨五入して表記しているため、合計が一致しないことがある
- 3) 割合 (%) は四捨五入して表記しているため、合計が 100%にならないことがある

5 行政機構および事務分掌

(令和7年4月1日現在)

行政機構

事務分掌

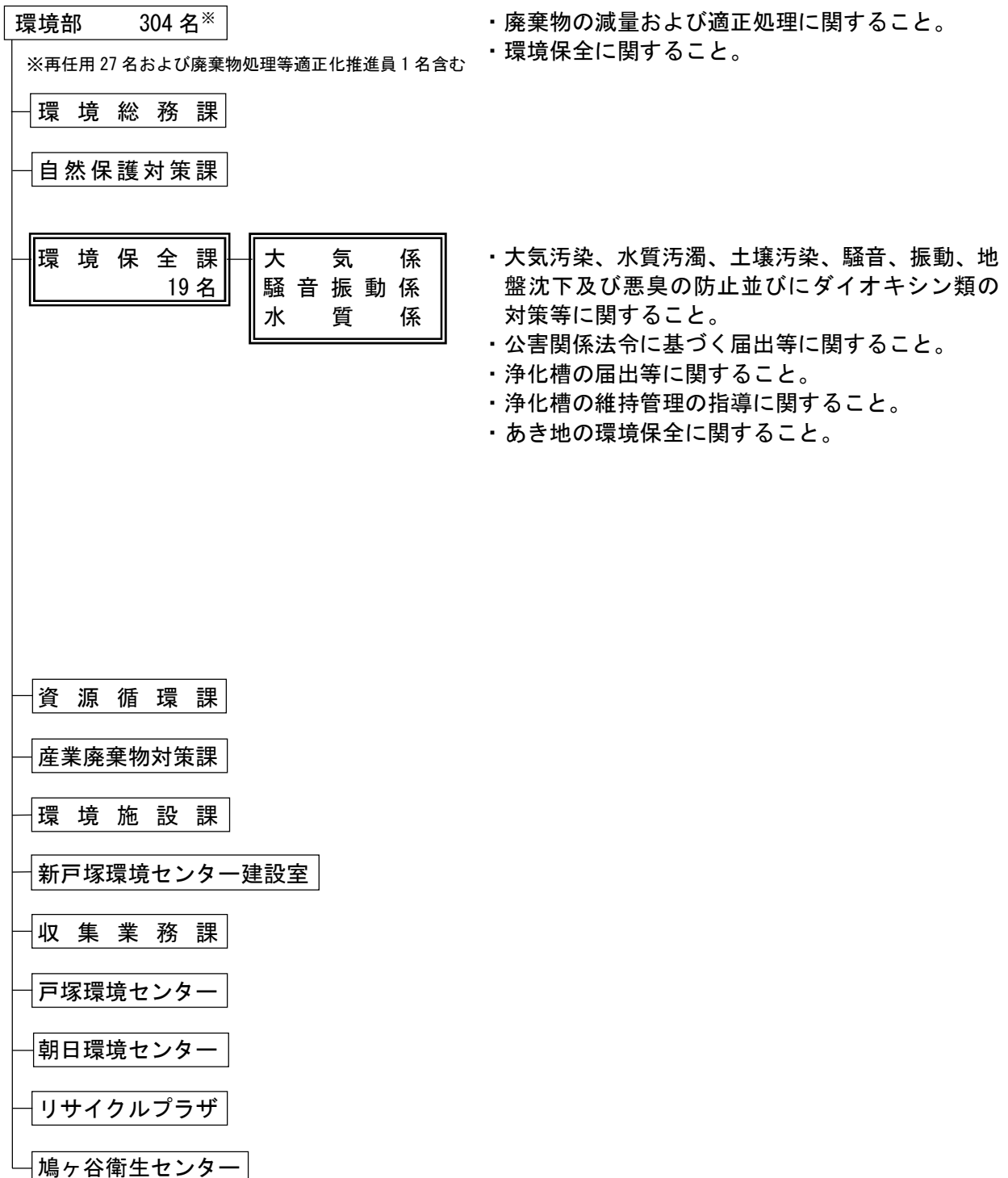


図 1.1.7 環境部の行政機構および事務分掌の抜粋

6 行政の事業費

令和7年度川口市一般会計予算のうち環境保全費は502,255千円です。人件費および調査、各種事業等の経費を計上しています（図1.1.8）。

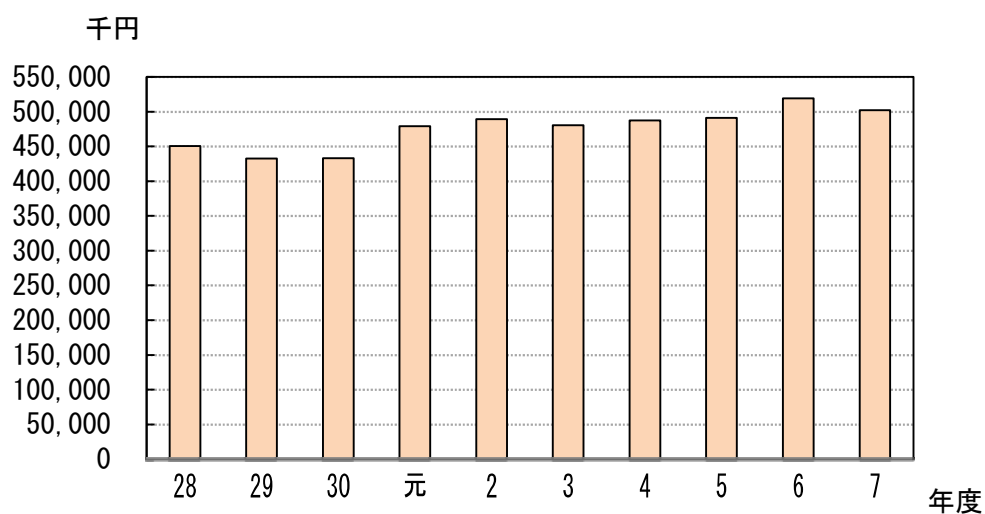


図 1.1.8 当初予算額の推移

第2節 環境問題の展開

1 公害から都市生活型の環境問題へ

高度経済成長期には事業所が主たる公害の発生源となり、大気汚染*・水質汚濁*・騒音・振動・悪臭・地盤沈下*・土壌汚染*（典型7公害）が問題となりました。現在は、法令の整備や公害防止技術の向上により改善が見られます。一方で、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水*による水質汚濁や近隣の生活騒音等、一人ひとりの生活に起因する都市生活型の環境問題や、地球温暖化*をはじめとする地球規模の環境問題により、気候変動・食糧生産・生態系の破壊や人々の健康・生活等にさまざまな影響が及んでいます。

2 地球環境問題

地球環境問題は、発生源や被害・影響が一地域にとどまらず、国境を越えるような地球規模の環境問題を指し、地球温暖化*・酸性雨・熱帯林の破壊・オゾン層*の破壊・海洋汚染*・生物多様性の減退・生態系の破壊等があります。これらは、化石燃料*の燃焼で発生した二酸化炭素・窒素酸化物*・硫酸酸化物等の排出、環境影響を無視した開発や、農薬・フロン等の化学物質の漏出等に起因しています。

3 環境問題への取り組み

地球環境問題は、広範囲に影響が及ぶため、従来の産業型公害対策のように法令による規制では十分な対応ができるとはいえませんが、地球環境を保全していくには、広域的な対策から、事業者のビジネススタイルや、一人ひとりのライフスタイルの転換といった取り組みまで、幅広い分野において、環境問題を個々の課題ごとではなく総合的に捉え、計画的に施策を講じる必要があります。

平成5年11月に「環境基本法*」が施行され、平成6年12月には、「第一次環境基本計画*」が閣議決定されました。現在では、「第五次環境基本計画」が定められています。「ウェルビーイング／高い生活の質」を目指すため、地下資源依存から地上資源基調の経済社会システムへ転換しながら、環境収容力を守り環境の質を上げる「新たな成長」の実践・実装の場を目指すことが示されています。

近年では、陸上から海洋へのプラスチックの流出による海洋汚染*や、5mm以下の微小なプラスチックの粒子であるマイクロプラスチックによる生態系への影響が社会問題となっており、令和元年5月には、「プラスチック資源循環戦略」が策定され海洋ごみの発生防止策を講じ、プラスチックとの賢い付き合い方を国内外に積極的に発信する「プラスチック・スマート」を展開していくこと等が示されています。令和2年7月からは、プラスチック製買物袋の有料化が義務付けられ、プラスチックごみの削減に向けた全国一律の取り組みが行われています。

本市では、市民・事業者・市が適正な役割分担と協働のもとに、今ある環境を守り育てていくことを目的として、平成11年4月に「川口市環境基本条例*」を施行し、平成13年3月に「川口市環境基本計画」を策定しました。

その後、環境を取り巻く社会情勢の変化などに伴い改訂を重ね、現在では、「第3

次川口市環境基本計画」により、環境の保全及び創造に関する施策の推進に向け、取り組んでいます。

地球環境問題の中でも、地球温暖化対策（温室効果ガス*の排出削減）は重要なものとして位置づけられていることから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「第2次川口市地球温暖化対策実行計画」を策定しています。

この計画は、2022（令和4）年3月に表明した「川口市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、これまでの「低炭素」から「脱炭素」に考え方をシフトしながら、2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロの実現に向けて気候変動問題に対する施策の総合的かつ効率的な推進を図るためのものです。

本市は、首都圏にあつて埼玉県内でも特に都市化の進んだ地域でありながら、河川や用水路が流れ、屋敷林や斜面林が点在し、樹林地など自然の面影が残されているところもあります。この恵まれた自然環境の保全と快適な都市環境の創造の両立は、重要な課題です。市民・事業者・市がこれまで以上に、それぞれの立場で、エネルギー利用や環境問題を地球規模で考え、地域の環境問題に取り組んでいかななくてはなりません。

